

令和2年3月30日

タブレット端末等の汎用機を活用した電子投票

平成30年8月の「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」（以下「研究会報告」という。）において、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票の導入を検討することが適当であり、電子投票システムの技術的条件（以下「技術的条件」という。）に関し、汎用機を念頭に必要な見直しについて検討を進めることが必要であるとともに、疑問票の解消や開票時間の短縮、音声案内により視覚障害者等への対応も可能であることなどのメリットを周知することにより、事業者や地方公共団体の開発・導入を促していくことが適当であると提言がされたところです。

今般、研究会報告を踏まえ、「汎用機等を活用した電子投票システムに関する調査研究事業（令和元年度）」において、タブレット端末等の汎用機を活用することによる現行の技術的条件の見直しやその他必要な事項等について検討を行い、技術的条件及び適合確認実施要綱を改定しました。

資料は、総務省HPをご参照下さい。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/denjiteki/index.html

（連絡先）

総務省自治行政局選挙部管理課

担当：中島課長補佐 内山係長

Tel：03-5253-5574 Fax：03-5253-5575